

利用料一覧表（短時間サービス）要介護

基本利用料（保険給付の1割負担分 ※（ ）内は2割負担分）1日あたり

費 目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通所リハビリテーション費	3時間以上4時間未満	472円 (945円)	555円 (1,110円)	636円 (1,272円)	739円 (1,478円)	842円 (1,684円)

加算利用料（保険給付の1割負担分 ※（ ）内は2割負担分）

費 目	金 額	加算単位	内容の説明
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	366円 (732円)	月額	リハビリテーション実施計画を作成し、これに基づくリハビリテーションを実施し、医師は実施にあたり詳細な指示を行った場合に加算されます。
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ	943円 (1,887円)	開始月から 6か月以内	月1回以上リハビリテーション会議を行い、定期的な評価を実施。医師は実施にあたり詳細な指示を行い、計画作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明する場合に加算されます。（6ヶ月超えた場合は3か月に一度以上リハビリテーション会議を開催）
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ	588円 (1,176円)	開始月から 6ヶ月超	
リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ	1,243円 (2,486円)	開始月から 6か月以内	月1回以上リハビリテーション会議を行い、定期的な評価を実施。医師が詳細な指示を出し説明する場合に加算されます。
リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ	888円 (1,776円)	開始月から 6ヶ月超	
リハビリテーションマネジメント加算Ⅳ	1,354円 (2,708円)	開始月から 6か月以内	リハビリテーションマネジメント加算Ⅲの要件に適合し、計画書等の内容に関するデータを質の評価データ収集事業に参加し、同事業で活用しているシステム（VISIT）を用いて厚生労働省に提出している場合に加算されます。
リハビリテーションマネジメント加算Ⅳ	999円 (1,998円)	6か月以降	
リハビリテーション提供体制加算	13円（26円）	3時間以上 4時間未満	リハビリマネジメント加算Ⅰ～Ⅳまでのいずれかを算定しており、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が一定基準以上配置されている場合に加算されます。
	17円（35円）	4時間以上 5時間未満	
	22円（44円）	5時間以上 6時間未満	
	26円（53円）	6時間以上 7時間未満	

生活行為向上リハビリテーション実施加算	2,220 円 (4,440 円)	月額	開始した日の属する月から3ヶ月以内。
	1,110 円 (2,220 円)	月額	開始した日の属する月から3ヶ月超6か月以内。
短期集中個別リハビリテーション実施加算	122 円 (244 円)	退院日又は 認定日から 3ヶ月以内	集中的にリハビリテーションを実施している場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算 (I) イ	20 円 (40 円)	1 回	介護職員の総数のうち、介護福祉士が50%以上である場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算 (I) ロ	14 円 (27 円)	1 回	介護職員の総数のうち、介護福祉士が40%以上である場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算 (II)	6 円 (12 円)	1 回	勤続年数3年以上の職員が30%以上である場合に加算されます。
中重度者ケア体制加算	23 円 (45 円)	1 回	中重度要介護者を受け入れる人員体制を図る事業所に認められる加算です。
社会参加支援加算	13 円 (27 円)	1 回	社会参加に資する取り組みにより通所介護等の利用移行に繋げる活動を行う事業所に認められる加算です。

※上記金額は、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。

※第1号被保険者のうち一定以上の所得のある方は2割負担となります。金額は自己負担額の（ ）内の数字を参照してください。

その他

項目	金額	内容の説明
オムツ使用料	30 円	利用中、オムツを使用された場合にお支払いいただきます。
	105 円	尿取りパッド (男女兼用)
	115 円	リハビリパンツレギュラーM
	125 円	リハビリパンツレギュラーL
		リハビリパンツレギュラーLL

利用料一覧表（短時間サービス）要支援

基本利用料（保険給付の1割負担分 ※（ ）内は2割負担分）1月あたり

費 目		金 額（ ）内は2割負担額
介護予防 通所リハビリテーション費	要支援1	1,900円（3,800円）
	要支援2	4,012円（8,025円）

加算利用料（保険給付の1割負担分 ※（ ）内は2割負担分）

費 目	金 額	加算単位	内容の説明
リハビリテーションマネジメント加算	366円（732円）	月額	医師がリハビリテーションの目的、開始前又は実施中の留意事項、中止する際の基準、利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行い、概ね3月ごとにリハビリテーション計画書を更新し、3月以上継続が必要な場合は計画書の備考欄に理由、その他の指定予防サービスへの移行の見通しを記載することで加算されます。
生活行為向上リハビリテーション実施加算	999円（1,998円）	開始月から3ヶ月内	専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は研修を終了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置され、リハビリテーション実施計画を予め定めて、リハビリテーションを提供する場合には加算されます。
	499円（999円）	開始月から3ヶ月超6か月以内	
運動器機能向上加算	249円（498円）	月額	運動機能向上計画書を作成し、これに基づくサービスを実施している場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算Ⅰ（イ）	要支援1 80円（160円） 要支援2 160円（320円）	月額	介護職員の総数のうち、介護福祉士が50%以上である場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算Ⅰ（ロ）	要支援1 53円（107円） 要支援2 107円（213円）	月額	介護職員の総数のうち、介護福祉士が40%以上である場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算Ⅱ	要支援1 26円（52円） 要支援2 53円（106円）	月額	勤続年数3年以上の職員が30%以上である場合に加算されます。

※上記金額は、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。

※第1号被保険者のうち一定以上の所得のある方は2割負担となります。金額は自己負担額の（ ）内の数字を参照してください。

その他

項 目	金額	内容の説明
オムツ使用料	30 円	利用中、オムツを使用された場合にお支払いいただきます。
	105 円	尿取りパッド（男女兼用）
	115 円	リハビリパンツレギュラーM
	125 円	リハビリパンツレギュラーL リハビリパンツレギュラーLL